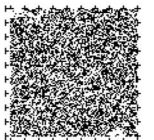
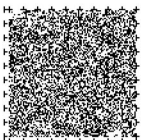


【 資 料 編 】





○ 函館市障がい者基本計画（抜粋）

I 総論

第1 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

本市においては、昭和59年の「障害者に関する函館市行動計画」、平成4年の「障害者に関する当面の重点施策」に続き、平成9年2月には、「障害者に関する新函館市行動計画（平成8年度～平成17年度）」を策定し、障がい者施策の計画的な推進に努めてきました。

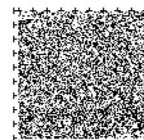
この間、社会福祉基礎構造改革に伴い平成12年に社会福祉法が成立し、そのなかで利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、サービスの質の向上、社会福祉事業の充実・活性化、地域福祉の推進などが定められました。

国においては、平成14年12月に障がい者施策の基本的方向を定めた「障害者基本計画」および重点的に実施する施策や目標を定めた「重点施策実施5か年計画」（新障害者プラン）を策定し、北海道においては、平成15年3月に障がい者計画としては第3次となる「北海道障害者基本計画」および計画の前半に取り組む重点施策や目標値を定めた「前期実施計画」を策定しました。

平成15年4月からは、障がいのある人の自己決定や選択を尊重した利用者本位のサービス提供を基本とする「支援費制度」が導入されたほか、平成17年10月には、身体・知的・精神に共通の障がい保健福祉サービス体系へと障がい者施策の一元化を図る障害者自立支援法が制定され、ソフト・ハード両面にわたる社会全体のバリアフリー化を一層推進し、障がいのある人もない人も、一人の人間として基本的人権が尊重されるとともに、自らの主体性、自立性を確立し、社会活動に積極的に参加することにより、その能力を十分発揮できるような環境づくりが求められています。

また、本市は平成16年12月に近隣4町村と合併し、平成17年10月には中核市に移行したことから、社会福祉法人に対する指導や各種事業に対する許認可の権限が北海道から移譲されるなど、各種福祉サービスの提供にあたって、市がより主体的に関わることができるようになりました。

このような社会情勢の変化を踏まえ、本市における障がい者施策の一層の推進を図るため、障がい者計画としては第4次になる「函館市障がい者基本計画」を策定するものです。



2 計画の位置付け

この計画は、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画であるとともに、本市のまちづくりを総合的・計画的に推進する「函館市基本構想」の実現に向け、「函館市地域福祉計画」，「函館市高齢者等保健・医療・福祉計画」などの他の諸計画との整合性を図りながら、今後の障がい者施策の基本となる計画として策定するものです。

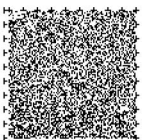
3 計画の期間

計画の期間は、平成18年度から平成27年度までの10か年とします。

なお、社会情勢やニーズの変化、前期の事業の進捗状況などを踏まえ、中間年に後期の推進について検討します。

4 対象とする障がいのある人の範囲

この計画で対象とする障がいのある人とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障害，知的障害または精神障害があるため，継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人」のほか、「てんかんの人および難病に起因する身体または精神上の障害を有する人であって，継続的に生活上の支障がある人」および発達障害者支援法第2条第1項の規定に基づく「自閉症，アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害，学習障害，注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害（外傷性，後天性のものを含む）のある人」とします。



第4 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

この計画は、障がいのある人の基本的人権が尊重され、乳幼児期から高齢期に至るライフステージのすべての段階において、身体的、精神的、社会的な適応能力の回復にとどまらず、地域の中で自立した生活ができるよう、あらゆる分野のサービスが有機的、体系的に提供される社会を目指す「リハビリテーション」の理念と、障がいのある人もない人も共に生活し活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承します。

この理念のもとに、障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちを目指します。

2 計画の基本的な方向

(1) 地域生活の支援体制の充実

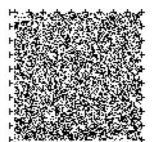
障がいのある人が自らの選択により、できるだけ身近なところで必要なサービスを受けながら、住み慣れた地域での生活の継続や、入所施設から地域生活への移行が促進されるよう、一人ひとりの障がいに応じたニーズを的確に把握し、障がいの特性に対応した適切な保健・医療・福祉サービスを提供する体制の整備・充実に努めます。

(2) 自立と社会参加の促進

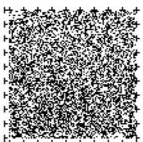
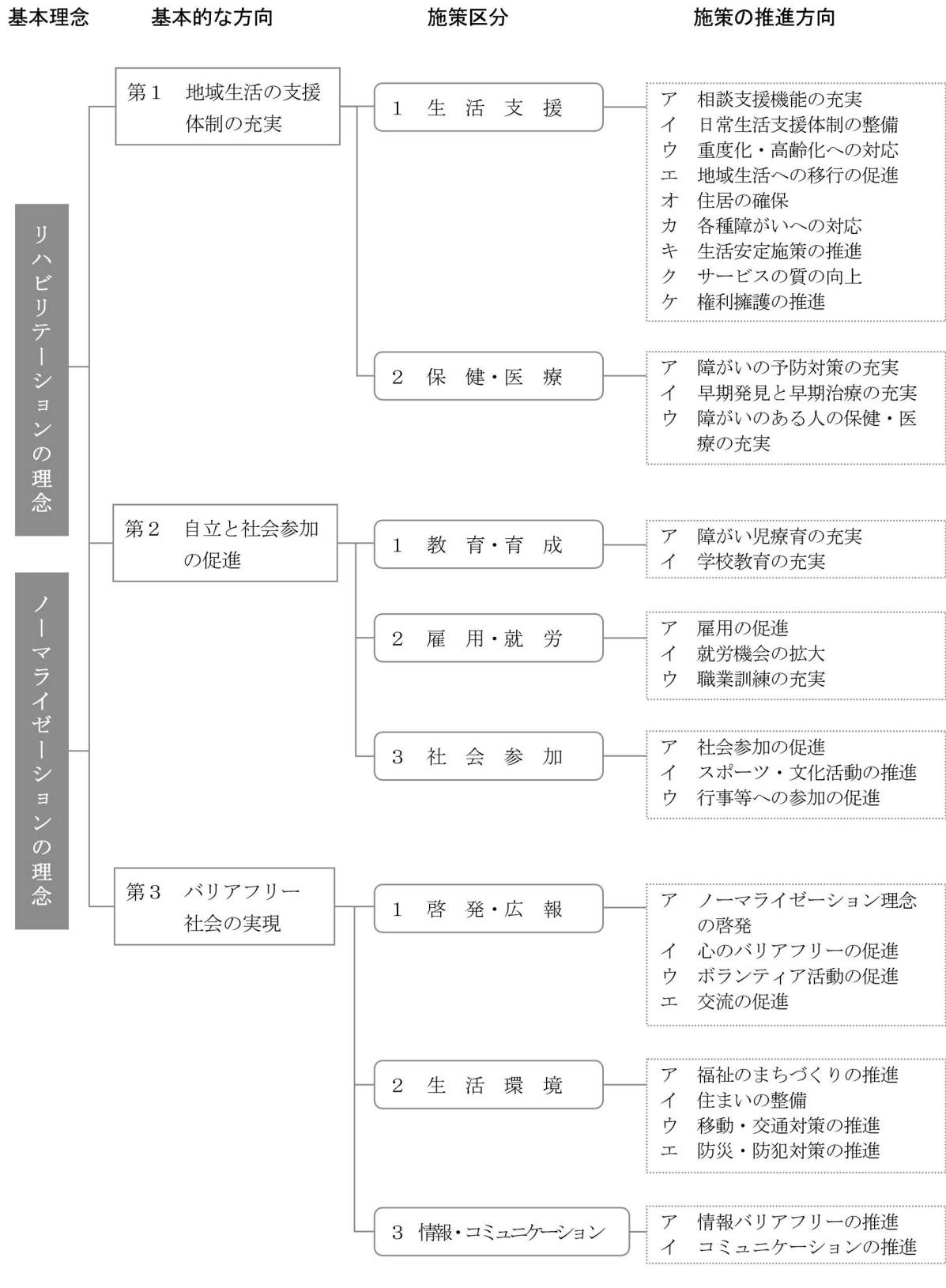
障がいのある人が可能な限り自らの選択と決定により、自立して主体的に行動し、その行動に責任を負うとともに、社会のあらゆる活動に参加し、地域において生きがいを持って生活できるよう、乳幼児期からの早期療育や教育を通じた発達支援、就労支援など、ライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援の充実に努めます。

(3) バリアフリー社会の実現

障がいのある人の生活環境を整備するという観点から、地域社会に存在する偏見と差別といった心のバリア、住まいや移動等の環境のバリア、情報のバリアなど、地域生活を阻むソフト・ハード両面にわたる様々なバリアの解消に努めるとともに、障がいのある人の地域生活を支える市民の主体的な地域福祉活動を推進します。



3 施策の体系



○ 函館市障がい者基本計画後期推進指針（抜粋）

1 後期推進指針の趣旨等

計画期間の中間年にあたり、計画の基本理念を変えることなく「障害者自立支援法」，「児童福祉法」等の改正など障がい者制度改革を進める国の動向や北海道の障がい者施策等を含めた社会情勢の変化を見据えるほか、障がいの有無，年齢，性別などを超えて、地域で生活するすべての人が、互いに多様な個性を理解し合い、思いやる地域社会の構築を目指す市の地域福祉施策や計画の前期の事業の進捗状況などを踏まえて、障がいのある人のニーズに応じた各種施策を効率的に推進することを目的とします。

2 後期推進指針の期間

後期推進指針の期間は、平成23年度から平成27年度までの5か年とします。

3 後期推進指針の方向

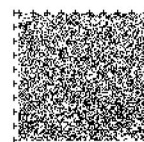
後期推進指針については、計画における基本的な方向に加え、個別事業ごとに、これまでの主な取組み状況から課題をとらえたうえで、次の視点で各種施策を推進していきます。

(1) 相談体制の充実と利用の促進

計画で示した主要施策・個別事業については、おおむね順調に推移してきていますが、事業所等が少ないあるいは現行の支援内容では十分な満足が得られないサービスや、内容が十分に周知されていないと思われるサービスなどもあるため、乳幼児期・学齢期・青年期・高齢期のライフステージに応じて適切なサービス利用ができるよう相談体制のさらなる充実や情報の提供を行うとともに、民間事業者とも連携しながら、利用の促進を図っていきます。

(2) 地域社会の支え合い

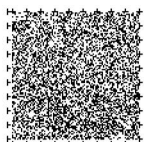
計画では、すべての市民が福祉に対する理解を深め、行政はもとより、障がいのある人、市民、ボランティア、関係機関・団体などが、それぞれの立場で力を合わせ、相互に連携しながら施策を展開することとしており、障がいのある人に対する移動支援や軽度の障がい児・者に対する見守りなど、行政だけでは十分に対応できないサービスについては、町会、関係団体などの地域社会で支え合い、補完し合いながらノーマライゼーション理念の意識の醸成や環境づくりを推進していきます。



(3) 地域生活への移行の促進と環境の充実

国においては、施設入所者の地域生活への移行を促進していますが、障害福祉サービス等を利用している方（身体・知的・精神）を対象に市が平成22年度に実施した障がい者実態調査でも、多くの方が住み慣れた自宅や地域での生活を望んでいることが明らかとなり、そのため、障がいのある人の自立や家族等への支援が図られるよう、居宅サービスや日中活動サービスのほか、地域での居住の場となるグループホームやケアホームの整備についても、事業者に対して働きかけながら促進していきます。

また、施設のバリアフリー化のほか、教育や就労などのライフステージにおいても、障がいのある人のニーズを踏まえながら各種施策を推進していきます。



○ 障がい福祉サービス等の利用希望（障がい別）

①居宅介護（ホームヘルプ）

区分	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病患者		障がい種別不明		計		障がい児（再掲）	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
したい	91	12.3	4	6.5	7	10.9	7	8.3	2	8.0	111	11.4	2	8.7
週1～2日	58	7.9	2	3.2	6	9.4	4	4.8	1	4.0	71	7.3	1	4.3
週3～4日	19	2.6	1	1.6	0	—	0	—	1	4.0	21	2.2	1	4.3
週5日以上	14	1.9	1	1.6	1	1.6	3	3.6	0	—	19	2.0	0	—
しない	256	34.7	28	45.2	36	56.3	45	53.6	10	40.0	375	38.5	12	52.2
無回答	391	53.0	30	48.4	21	32.8	32	38.1	13	52.0	487	50.1	9	39.1
計	738	100.0	62	100.0	64	100.0	84	100.0	25	100.0	973	100.0	23	100.0

②重度訪問介護

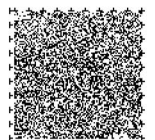
区分	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病患者		障がい種別不明		計		障がい児（再掲）	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
したい	29	3.9	2	3.2	1	1.6	5	6.0	0	—	37	3.8	2	8.7
しない	263	35.6	29	46.8	40	62.5	43	51.2	9	36.0	384	39.5	12	52.2
無回答	446	60.4	31	50.0	23	35.9	36	42.9	16	64.0	552	56.7	9	39.1
計	738	100.0	62	100.0	64	100.0	84	100.0	25	100.0	973	100.0	23	100.0

③同行援護

区分	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病患者		障がい種別不明		計		障がい児（再掲）	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
したい	26	3.5	1	1.6	1	1.6	4	4.8	1	4.0	33	3.4	0	—
しない	258	35.0	30	48.4	40	62.5	44	52.4	8	32.0	380	39.1	14	60.9
無回答	454	61.5	31	50.0	23	35.9	36	42.9	16	64.0	560	57.6	9	39.1
計	738	100.0	62	100.0	64	100.0	84	100.0	25	100.0	973	100.0	23	100.0

④行動援護

区分	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病患者		障がい種別不明		計		障がい児（再掲）	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
したい	22	3.0	9	14.5	5	7.8	4	4.8	1	4.0	41	4.2	5	21.7
しない	256	34.7	22	35.5	36	56.3	44	52.4	8	32.0	366	37.6	9	39.1
無回答	460	62.3	31	50.0	23	35.9	36	42.9	16	64.0	566	58.2	9	39.1
計	738	100.0	62	100.0	64	100.0	84	100.0	25	100.0	973	100.0	23	100.0



⑤重度障害者等包括支援

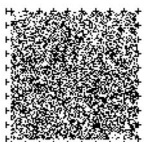
区分	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病患者		障がい種別不明		計		障がい児(再掲)	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
したい	32	4.3	5	8.1	1	1.6	4	4.8	0	—	42	4.3	3	13.0
しない	250	33.9	25	40.3	40	62.5	45	53.6	9	36.0	369	37.9	11	47.8
無回答	456	61.8	32	51.6	23	35.9	35	41.7	16	64.0	562	57.8	9	39.1
計	738	100.0	62	100.0	64	100.0	84	100.0	25	100.0	973	100.0	23	100.0

⑥生活介護

区分	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病患者		障がい種別不明		計		障がい児(再掲)	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
したい	64	8.7	5	8.1	1	1.6	5	6.0	2	8.0	77	7.9	3	13.0
週1～2日	26	3.5	2	3.2	1	1.6	2	2.4	0	—	31	3.2	1	4.3
週3～4日	18	2.4	1	1.6	0	—	0	—	1	4.0	20	2.1	1	4.3
週5日以上	20	2.7	2	3.2	0	—	3	3.6	1	4.0	26	2.7	1	4.3
しない	239	32.4	24	38.7	40	62.5	45	53.6	9	36.0	357	36.7	9	39.1
無回答	435	58.9	33	53.2	23	35.9	34	40.5	14	56.0	539	55.4	11	47.8
計	738	100.0	62	100.0	64	100.0	84	100.0	25	100.0	973	100.0	23	100.0

⑦自立訓練(機能訓練・生活訓練)

区分	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病患者		障がい種別不明		計		障がい児(再掲)	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
したい	66	8.9	11	17.7	7	10.9	9	10.7	1	4.0	94	9.7	7	30.4
週1～2日	42	5.7	5	8.1	5	7.8	6	7.1	0	—	58	6.0	3	13.0
週3～4日	18	2.4	4	6.5	0	—	3	3.6	1	4.0	26	2.7	4	17.4
週5日以上	6	0.8	2	3.2	2	3.1	0	—	0	—	10	1.0	0	—
しない	243	32.9	18	29.0	33	51.6	43	51.2	7	28.0	344	35.4	5	21.7
無回答	429	58.1	33	53.2	24	37.5	32	38.1	17	68.0	535	55.0	11	47.8
計	738	100.0	62	100.0	64	100.0	84	100.0	25	100.0	973	100.0	23	100.0



⑧就労移行支援

区分	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病患者		障がい種別不明		計		障がい児(再掲)	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
したい	20	2.7	7	11.3	9	14.1	3	3.6	2	8.0	41	4.2	3	13.0
週1～2日	13	1.8	3	4.8	5	7.8	1	1.2	1	4.0	23	2.4	1	4.3
週3～4日	5	0.7	3	4.8	2	3.1	2	2.4	1	4.0	13	1.3	2	8.7
週5日以上	2	0.3	1	1.6	2	3.1	0	—	0	—	5	0.5	0	—
しない	267	36.2	23	37.1	33	51.6	47	56.0	6	24.0	376	38.6	8	34.8
無回答	451	61.1	32	51.6	22	34.4	34	40.5	17	68.0	556	57.1	12	52.2
計	738	100.0	62	100.0	64	100.0	84	100.0	25	100.0	973	100.0	23	100.0

⑨就労継続支援(A型・B型)

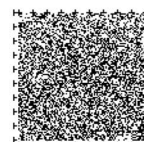
区分	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病患者		障がい種別不明		計		障がい児(再掲)	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
したい	25	3.4	11	17.7	8	12.5	1	1.2	1	4.0	46	4.7	7	30.4
週1～2日	14	1.9	3	4.8	2	3.1	0	—	0	—	19	2.0	2	8.7
週3～4日	7	0.9	3	4.8	2	3.1	1	1.2	1	4.0	14	1.4	3	13.0
週5日以上	4	0.5	5	8.1	4	6.3	0	—	0	—	13	1.3	2	8.7
しない	263	35.6	20	32.3	33	51.6	47	56.0	7	28.0	370	38.0	6	26.1
無回答	450	61.0	31	50.0	23	35.9	36	42.9	17	68.0	557	57.2	10	43.5
計	738	100.0	62	100.0	64	100.0	84	100.0	25	100.0	973	100.0	23	100.0

⑩療養介護

区分	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病患者		障がい種別不明		計		障がい児(再掲)	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
したい	32	4.3	4	6.5	2	3.1	5	6.0	0	—	43	4.4	3	13.0
しない	252	34.1	27	43.5	35	54.7	40	47.6	7	28.0	361	37.1	10	43.5
無回答	454	61.5	31	50.0	27	42.2	39	46.4	18	72.0	569	58.5	10	43.5
計	738	100.0	62	100.0	64	100.0	84	100.0	25	100.0	973	100.0	23	100.0

⑪短期入所(ショートステイ)

区分	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病患者		障がい種別不明		計		障がい児(再掲)	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
したい	50	6.8	9	14.5	1	1.6	9	10.7	1	4.0	70	7.2	5	21.7
しない	247	33.5	20	32.3	37	57.8	41	48.8	7	28.0	352	36.2	6	26.1
無回答	441	59.8	33	53.2	26	40.6	34	40.5	17	68.0	551	56.6	12	52.2
計	738	100.0	62	100.0	64	100.0	84	100.0	25	100.0	973	100.0	23	100.0



⑫共同生活援助(グループホーム)

区分	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病患者		障がい種別不明		計		障がい児(再掲)	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
したい	27	3.7	9	14.5	6	9.4	4	4.8	1	4.0	47	4.8	3	13.0
しない	255	34.6	23	37.1	32	50.0	42	50.0	7	28.0	359	36.9	9	39.1
無回答	456	61.8	30	48.4	26	40.6	38	45.2	17	68.0	567	58.3	11	47.8
計	738	100.0	62	100.0	64	100.0	84	100.0	25	100.0	973	100.0	23	100.0

⑬施設入所支援

区分	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病患者		障がい種別不明		計		障がい児(再掲)	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
したい	33	4.5	10	16.1	5	7.8	3	3.6	2	8.0	53	5.4	4	17.4
しない	246	33.3	23	37.1	34	53.1	43	51.2	7	28.0	353	36.3	8	34.8
無回答	459	62.2	29	46.8	25	39.1	38	45.2	16	64.0	567	58.3	11	47.8
計	738	100.0	62	100.0	64	100.0	84	100.0	25	100.0	973	100.0	23	100.0

⑭相談支援

区分	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病患者		障がい種別不明		計		障がい児(再掲)	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
したい	116	15.7	18	29.0	15	23.4	18	21.4	1	4.0	168	17.3	11	47.8
しない	194	26.3	10	16.1	27	42.2	32	38.1	8	32.0	271	27.9	4	17.4
無回答	428	58.0	34	54.8	22	34.4	34	40.5	16	64.0	534	54.9	8	34.8
計	738	100.0	62	100.0	64	100.0	84	100.0	25	100.0	973	100.0	23	100.0

⑮児童発達支援

区分	障がい児	
	人数	構成比
したい	4	17.4
週1～2日	1	4.3
週3～4日	2	8.7
週5日以上	1	4.3
しない	7	30.4
無回答	12	52.2
計	23	100.0

⑯医療型児童発達支援

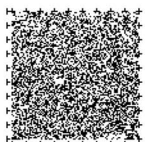
区分	障がい児	
	人数	構成比
したい	3	13.0
週1～2日	3	13.0
週3～4日	0	0.0
週5日以上	0	0.0
しない	9	39.1
無回答	11	47.8
計	23	100.0

⑰放課後等デイサービス

区分	障がい児	
	人数	構成比
したい	8	34.8
週1～2日	3	13.0
週3～4日	4	17.4
週5日以上	1	4.3
しない	4	17.4
無回答	11	47.8
計	23	100.0

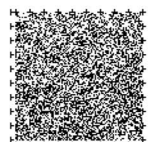
⑱保育所等訪問支援

区分	障がい児	
	人数	構成比
したい	0	0.0
しない	12	52.2
無回答	11	47.8
計	23	100.0



○ 計画策定の経過

年 月 日	事 項
平成26年 7月 9日	・第1回 障がい者計画策定推進委員会開催 【正副会長の選出，福祉に関するアンケート調査の実施について，ほか】
9月16日	・「福祉に関するアンケート調査」の実施
10月17日	・第2回 障がい者計画策定推進委員会開催 【障がい福祉サービス等の現状，ほか】
11月 7日	・第3回 障がい者計画策定推進委員会開催 【福祉に関するアンケート調査結果報告，地域生活支援事業にかかる見込み，ほか】
11月20日	・第4回 障がい者計画策定推進委員会開催 【平成29年度の成果目標，障がい福祉サービス等のサービス量の見込み，ほか】
平成27年 1月 8日	・政策会議に計画（素案）の報告，協議
1月19日	・第5回 障がい者計画策定推進委員会開催 【計画（案）に係る協議】
1月20日	・市議会民生常任委員会に計画（案）の報告・協議
2月 2日	・計画（案）に対するパブリックコメント（市民意見募集）の実施 （計画（案）を本庁・支所で配布し，市ホームページに掲載）
3月13日	・市議会民生常任委員会にパブリックコメントの実施結果の報告 ・パブリックコメントの実施結果の公表
3月19日	・第4期函館市障がい福祉計画の決定



○ 函館市障がい者計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市における、障がい者基本計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条に規定する市町村障害者計画をいう。）および障がい福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に規定する市町村障害福祉計画をいう。）を策定し、および推進するに当たり、市民の意見等を反映させることを目的として、函館市障がい者計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市の障がい保健福祉行政に関し識見を有する者のうちから市長が指定する。
- 3 委員のうち1人は、公募による者とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

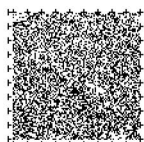
第4条 委員会に会長1人および副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者等との懇談会を行うことができる。



(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

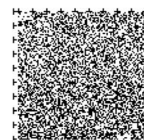
○ 函館市障がい者計画策定推進委員会委員名簿

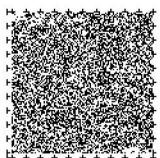
(平成27年1月19日現在)

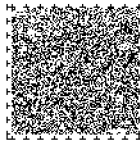
[五十音順]

氏 名	所 属 団 体 等
貝 森 とも子	函館市民生児童委員連合会 障がい者福祉部会長
河 村 吉 造	函館地域障害者自立支援協議会 委員
川 村 和加子	函館精神障害者家族会愛泉会 会長
熊 谷 儀 一	函館市社会福祉協議会 理事
小 島 洋 一	函館市ボランティア連絡協議会 理事
◎ 佐 藤 秀 臣	函館市身体障害者福祉団体連合会 会長
島 信 一 朗	函館市身体障害者福祉団体連合会 副会長
相 馬 ミエ子	函館手をつなぐ親の会 会長
竹 田 龍 寿	函館公共職業安定所 統括職業指導官
○ 谷 川 忍	函館特別支援教育研究会 副会長
萩 沢 正 博	函館市医師会 副会長
廣 畑 圭 介	北海道教育大学教育学部函館校 講師
本 間 豊 子	一般公募
松 田 由美子	北海道難病連函館支部 事務局長
松 森 美世子	障害児・者を守る函館地区連絡協議会 会長

◎は会長，○は副会長を示す。







第 4 期函館市障がい福祉計画

平成 27 年 3 月発行

編 集 函館市保健福祉部

問い合わせ先 函館市保健福祉部

〒040-8666 函館市東雲町 4 番 13 号

TEL 0138-21-3254 FAX 0138-27-2770

